三八　減価償却資産の耐用年数等に関する省令等の一部を改正する省令　三一　特11　五三
三九　国税質問検査章規則等の一部を改正する省令　三一　特11　五三
四〇　国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令　三一　特11　五三
四一　支出負担行為等取扱規則等の一部を改正する省令　三一　特11　五四
四二　関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令　三一　特11　五五
四三　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令　三一　特11　五五
〇財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省
一　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　三一　74　二
〇財務省、農林水産省
一　独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令　二七　70　一九
二　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令　二七　70　二〇
三　独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令の一部を改正する省令　二七　70　二三
〇財務省、国土交通省
一　独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正する省令　三一　73　六六
二　独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令　三一　73　六八
〇文部科学省
四　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一二　一
五　教育映像等審査規程の一部を改正する省令　一六　二
六　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一九　59　七
七　学校基本調査規則の一部を改正する省令　二五　二
八　社会教育調査規則の一部を改正する省令　二五　二
九　義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令　二六　67　五
一〇　〃　二七　69　三九
一一　学校教育法施行規則の一部を改正する省令　二七　69　四四
一二　独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令　三〇　71　六一
一三　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令　三〇　71　一三
一四　へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令　三〇　71　一四
一五　文部科学省組織規則の一部を改正する省令　三一　73　七〇
一六　学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令　三一　73　七一
一七　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の人事管理に関する省令　三一　73　七一
一八　独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令　三一　特11　五六
〇文部科学省、厚生労働省
二　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省・厚生労働省関係省令の整備に関する省令　三一　72　四七
三　児童福祉法第二十一条の九、第五十六条の八第一項及び第五十六条の九第一項に規定する主務省令で定める事業等のうち文部科学大臣の所管するものを定める省令の一部を改正する省令　三一　73　七二
〇文部科学省、経済産業省
一　独立行政法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令　三一　73　七二
二　特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第六号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令　三一　73　七三
〇文部科学省、経済産業省、原子力規制委員会
一　独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令　三一　73　七三
〇文部科学省、環境省
一　地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律施行規則　六　48　一二
〇文部科学省、原子力規制委員会
一　独立行政法人放射線医学総合研究所の業務運営に関する命令の一部を改正する命令　三一　73　七五
〇厚生労働省
二九　水質基準に関する省令の一部を改正する省令　二　二
三〇　労働安全衛生規則の一部を改正する省令　五　二
三一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一二　二
三二　国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令　一三　53　一
三三　保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令　一三　53　三